

2023年12月8日

新設分割にかかる事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

北海道札幌市中央区北一条東一丁目2番5号
カレスサッポロビル7階
エコモット株式会社
代表取締役 入澤 拓也

東京都千代田区内神田二丁目12番6号
内神田OSビル7階
株式会社GRIFY
代表取締役 入澤 拓也

エコモット株式会社(以下「分割会社」という)は、2023年10月13日付で作成した新設分割計画書に基づき、2023年12月1日を効力発生日として、分割会社が営むコンストラクションソリューション事業(以下「本事業」という)を会社分割し、新たに設立する株式会社GRIFY(以下「新設会社」という)に承継させる新設分割(以下「本件新設分割」という)を実行いたしました。本件新設分割に関し、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 新設分割が効力を生じた日
2023年12月1日
2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続きの経過
会社法第805条の2の規定による新設分割をやめることの請求をした株主はいませんでした。
3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続きの経過
 - (1) 会社法第806条第3項及び第4項に基づき、2023年11月17日から定款の定めに従い電子公告を行いました。所定の期間内に同条1項に基づく株式の買取請求をした株主はいませんでした。
 - (2) 本件新設分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権者に関する手続き(会社法808条の規定による手続き)は実施しておりません。

(3) 分割会社は、重畳的債務引受の方法により新設会社に債務を承継させておりますので、会社法第 810 条の規定による債権者保護手続きは実施しておりません。

4. 本件新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
新設会社は、本件新設分割の効力発生日である 2023 年 12 月 1 日をもって、新設分割計画書に記載された分割会社の本事業に関する資産、債務その他の権利義務を承継しました。
5. その他本件新設分割に関する重要な事項
該当する事項はありません。

以上